

交通事故被害者遺族への対応—司法解剖との関係において

辻村（伊藤）貴子*

刑事鑑定嘱託に基づき行われる司法解剖は、交通事故に起因した死亡事件で多くの遺族が経験する司法手続きである。遺族への調査結果より、遺族に対する関係者からの適切・十分な説明と遺族対応の必要性が全般的に高いことが示された。突然のことで混乱を呈している遺族に対して司法解剖前後に関係者から適切な対応がなされることは、遺族が肉親の死をスムーズに受け入れていくために極めて重要である。本稿では、上記調査結果を受け著者らが行った遺族向けリーフレットの作成や執刀医による遺族への説明の取り組みについて検討した。

Support for Bereaved Family of Traffic Accident in Judicial Autopsy

Takako TSUJIMURA-ITO*

In Japan, the police or prosecutor requests forensic pathologists to perform judicial autopsy in order to investigate crimes. The bereaved families who were not able to understand the necessity of judicial autopsy, their emotions tended to worsen after the autopsy, which made us feel that it is necessary to consider ways to deal with the bereaved families during autopsy. On the basis of the findings on the family's attitude, we have produced a leaflet about judicial autopsy for bereaved families.

In this report, I would like to demonstrate that earlier and sufficient explanation of the purpose, process and findings related to judicial autopsies by bereaved families. The leaflet on judicial autopsies and the appointment of the liaison officer will help greatly in improving the quality of our services in aiding the families in their bereavement process.

1. はじめに

大学の医学部法医学教室で行われる司法解剖は、解剖による鑑定が必要であると判断されたときに、鑑定人に対する検察官または司法警察員による鑑定嘱託と、裁判官からの鑑定処分許可状発布に基づいて行われる。これは、強制的な刑事司法手続きの一つである。法に基づき遺族の承諾を要さず行うことができることから、交通事故に起因する死亡事件で、被害者遺族となる方は肉親の死亡確認を行った直後からこの手続きに直面することになる。

本稿では、司法解剖をめぐる遺族対応の現状や遺族の実体験について触れた上で、司法解剖が遺族の方にとって不適切なものと捉えられないように、交通事故被害者遺族への対応課題と望ましい対応のあり方について検討することにした。

2. 司法解剖

2-1 交通事故被害者遺族と司法解剖との関わり

過失致死罪や危険運転致死罪の成立が疑われ執り行われる交通事故被害者の司法解剖では、死者の死因のほか、成傷機序、死亡との間の因果関係、多重轢禍の有無などが鑑定人に対する鑑定嘱託項目として鑑定嘱託書に列記される。鑑定人として指名された法医学医師はこれらへの応答を前提に解剖を執り行う。遺体の損傷状態や鑑定嘱託項目の内容により異なるが、概ね3～5時間ほどを司法解剖に要する。

*東京女子医科大学医学部日本語学教室講師

Lecturer, Department of Japanese Linguistics, School of Medicine, Tokyo Women's Medical University

原稿受付日 2015年1月20日

掲載決定日 2015年3月2日

各大学によって遺族待合室の設置や整備状況は大きく異なるが、司法解剖時に遺族が大学に来て解剖終了まで待機することもある。

交通事故だけにとどまらず、亡き家族の司法解剖を経験する遺族の多くは突然の事件・事故により肉親を亡くした直後にあり、かなりの混乱と動揺のさなかにあることが遺族から指摘されている¹⁾。特に交通事故被害者遺族の場合は、突然の外的暴力（物体との衝突）により親密な家族との死別を経験することになる。このような死別類型は遺族にとってその後心的なトラウマとなる死別であると指摘されている²⁾。さらに、肉親との死別直後の急性期と呼ばれる時期に、仮に遺族が反対したとしても強制的な司法手続きとして解剖が執り行われることから、司法解剖前後における関係者からの遺族対応は大変重要なものであると考えられる。

2-2 遺族への対応

刑事訴訟規則に基づき、司法解剖を実施することは刑事調査官または捜査にあたる司法警察職員が遺族に対して伝えなければならないことになっている。刑事鑑定として司法解剖が行われる性質上、鑑定人は公正・中立に鑑定を行うことが要請されている。したがって、鑑定の公正・中立性の担保と予断排除を目的に、司法解剖を執り行う法医学教室側と遺族を含む関係者が解剖前に関わりを持つことは避けられている。

司法解剖の鑑定人は、刑事訴訟法や犯罪捜査規範に基づき鑑定嘱託者に対して守秘義務を負うと解されることから、死者の死因や因果関係の有無など、鑑定嘱託項目に該当する内容については、暴露事実の外部漏出（真の犯人しか知りえない事情が外部に漏れ、捜査に支障を来すおそれ）を防ぐことを目的に、遺族に対しても説明はできないと解されている。鑑定嘱託を行う警察や検察側は、遺族への解剖結果の説明がこの暴露事実の外部漏出に当たりうるとして、司法解剖後、遺族からの求めがあった場合でも解剖執刀者による説明を嫌い、執刀者が遺族に説明を行うことは従前より避けられてきた。

以上を背景に、司法解剖前後における交通事故被害者遺族への対応は解剖を執り行う法医学教室の関係者ではなく、警察官に全面的に委ねられてきた。

3. 遺族の実体験から

筆者は過去に肉親の司法解剖を経験した遺族を対象に、自記式郵送法による質問紙調査を行ない126

名より回答を得た³⁾。当調査結果は司法解剖を経験した遺族の心情や願いをよく表していると考えられるため、肉親への司法解剖をめぐる遺族が経験する時系列の流れに沿って、遺族が関係者から受けた実体験やそれに対する評価、さらに「こうであってほしかった」という希望とを加筆しながら一部を改めて本稿に記すことにする*¹。なお、倫理面での配慮として、研究調査実施にあたり当時の所属機関所定の研究倫理審査を通過した上で行ったことを付記する*²。

3-1 解剖実施前

司法解剖の実施に先立ち、大部分の遺族が警察官から解剖に関する説明を受けていたが、78.8%の遺族は説明内容をよく理解していなかった。「警察側にとっての必要性だけで、遺族にとっての必要性が説明されない。遺体と対面し精神的にも動揺しているときに〔説明内容を〕理解できない」、「頭の中が真っ白になっている状態で説明を受けても何も感じない」といったコメントが多く聞かれた。これらのコメントは、遺族が突然の肉親の死亡に直面し、混乱と動揺の極みにあることを表すものである。

遺族からは、「なぜ司法解剖が必要なのか、解剖を行わないことよりも、行なった方が良い理由を理解できれば、解剖に対して前向きになれたのではないか」という言葉のほか、「司法解剖を行なう根拠・目的」、「どこで執り行うのか」といった事柄が、警察官からの解剖前説明時に必要な項目として挙げられた。

このように、解剖実施前にはこれから行われる司法解剖の手続きや流れに関して、遺族が実際よりもさらに詳細な情報や説明を必要としていることが判明したほか、「〔突然家族の死亡を伝えられ〕混乱の中で口頭だけの説明では何が何だかわからなかった。後日落ち着いたときにじっくり見られるような書類（説明書）が欲しい」と、有形物でのサポートを望む声も聴かれた。

3-2 解剖実施中

検視、遺族による身元確認ののち、遺体は司法解剖を行なう大学の法医学教室に搬送される。遺族に

* 1 本文中の「」は遺族から直接聞かれた言葉や自由記載の内容である。〔〕内に斜体で記載しているものは、筆者が省略された文脈を補ったものである。

* 2 当調査は交通事故被害者遺族の方のみを対象に行ったものではなく、肉親を交通事故以外の事件・事故類型で喪われた遺族の方の実体験も一部含まれていることをお断りしておきます。

は、どこ（大学法医学教室）で何時から解剖開始か、解剖後遺体を直接引き取る場合には大学に来るように、といったことが警察官より口伝されているようである。遺族は、解剖後の遺体の引き取りを主目的として、その他「解剖が終わった後に、執刀医から直接話を聞くことができるだろう」という期待から、解剖が行われている大学に直接来訪することがある。しかし、解剖前の警察官からの説明時に、大学側に遺族の待機が可能な遺族待合室があるか否かの情報が十分伝わっていないことや、さらに、遺族と相互の連絡が不十分のまま警察官の多くが解剖室に入室してしまい、以後の連絡が取れなくなることから、「どこで待っていればいいのかわからず、冬の寒い中、外で遺体の引き渡しまで待機」、「付き添いが誰もおらず、大学構内で迷子」になった遺族の例が多発することになる。

解剖時に遺族が待機する遺族待合室に関しては、各大学によって設置状況が大きく異なるが、専用の待合室を保有していない法医学教室も少なくなく、こういった大学で司法解剖が行われる場合、大学病院の食堂や病院駐車場内に停めた車中で待機している遺族もいた。

遺族は家族を突然亡くしたショックの中で、更に司法解剖という初めての経験に直面する。初めてのことだけにいつになれば遺体の引き取りが可能なのか、どうしたらよいのか、といったことがわからないまま、解剖の終了を待っていることが判明した。「何の説明もないまま、何時間も待たされ、心身共

に非常に疲れた。不安でいっぱいなので、今どんな手続きをしていて、どのような経過になっているのかなど、何かの説明でもあれば長い時間少しは気持ちも落ち着くと思います」という言葉には、遺族の不安や疲労感が如実に表わされている。

解剖開始前から終了までの大略半日から1日の中で、それぞれの時間経過に沿って、所要時間、ご遺体の引き取り方法、今後の手続きといったことなど、遺族が求める情報量は刻々と変化し、多岐にわたることが判明している（Fig.1参照）。そのほか、「対応が不透明（不親切・不作為）→不信感→嫌悪感」の記載のように、関係者からの初期対応が遺族側にとって十分なものではないことが、その後の司法解剖に関する遺族の受容に影響を及ぼすことが推測された。

3-3 解剖実施後

65.2%の遺族は警察官から解剖結果についてごく簡単な説明を受けており、説明内容には概ね理解を示していたが、回答者全体のうち82%の遺族ができれば解剖執刀者から直接説明を受けたかったと回答していたことも特筆すべきことである。

先述の通り、司法解剖執刀者には判明した情報について法律上の守秘義務が課されることから、解剖結果の詳細を遺族に開示提供することはできない。筆者の調査でも5割以上の遺族が詳細な解剖結果について（解剖から2年以上経過した）調査当時も知らないと回答する結果だった。しかし、「司法解剖を受け入れたのは、死因に関して詳しい情報が得ら

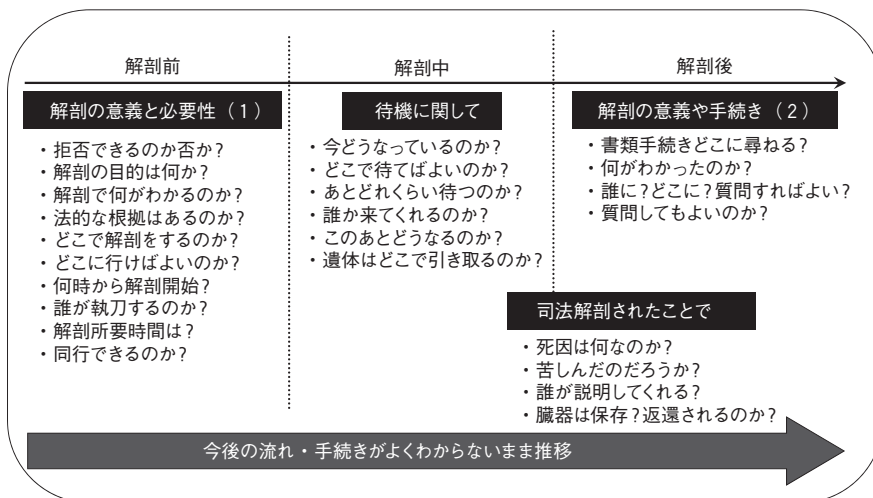


Fig. 1 司法解剖に際して遺族が求めていた情報（文献3）より転載）

れるものと思ったからです。ところが、警察の方からはきちんと説明がなく、後日、大学の先生にお電話したのですが、『お話しすることは特にありません』と言われてがっかりしました。解剖したのですから、分かったことは全て知らせて欲しいと強く思っています。こんなことなら、死んでからも痛い思いをさせなきゃよかった・・・と家族で涙しました。」といった記載も見られた。司法解剖後の遺族に対する情報開示の可否は、遺族の寄せる期待と法の下での制限が交錯する部分であり、司法解剖を行う目的・意義とともに、現行法の下で情報開示に制限が設けられているということについても、事前に遺族に十分知らせた上で理解を得ておく必要があると考えられる。

3-4 解剖後の情緒的变化

肉親の司法解剖を経験した遺族の、その後の情緒的变化とその関連性要因について検討したい。司法解剖実施に先立ち関係者からなされた事前説明への遺族の理解度と、解剖後の感情変化との間の関連性について、解剖後「怒りや悲しみが強くなった」群と「怒りや悲しみが和らいだ」群との2群に分けて、Mann Whitney-U 検定を行った。その結果、解剖実施によって「怒りや悲しみが強くなった」と答えた44名のうち、38名(86.4%)は、「解剖実施前の説明がやや不適切」、「解剖実施前の説明が不適切」と事前の説明に対し不足や不快を感じていた。特に、後者「解剖実施前の説明が不適切」と回答した遺族(38名)の半数以上(23名:52.3%)は、解剖後に

感情が悪化している(Fig.2)。これらの結果は、司法解剖実施前に行われる解剖手続き等についての説明と、解剖終了直後に行われる説明が不適切・不十分なものであることによって、多くの遺族の感情がその後悪化に向かう傾向にあるということを示唆するものである。

4. 考察

4-1 口頭でなされる事前説明とその限界

司法解剖を経験する交通事故被害者遺族の多くは、肉親が予期しない交通事故の被害に巻き込まれたばかりでなく、自身も被害者遺族という側面も有する。肉親の死亡告知直後の動揺と混乱の極みの中で、多くの遺族が司法解剖実施に関する説明は不十分であったことを訴えており、事前に遺族からの理解が十分得られないままに解剖が行なわれたことが推察された。

遺族が司法解剖に際して欲する情報は司法解剖の目的、意義、手続き、当日・事後の予想経過時間等、説明すべき内容は多岐にわたる。肉親の死亡直後の遺族の混乱状態を踏まえると、彼らが解剖実施に係る全ての項目を一度の口頭説明で理解するのが困難であることは当然のことである。「じっくり見られるような書類(説明書)が欲しい」という声が聴かれたことから、従前よりなされてきた口頭説明を補完しうる「遺族向けリーフレット」のような書面を配付した上、責任を持った警察官がこれを用いて

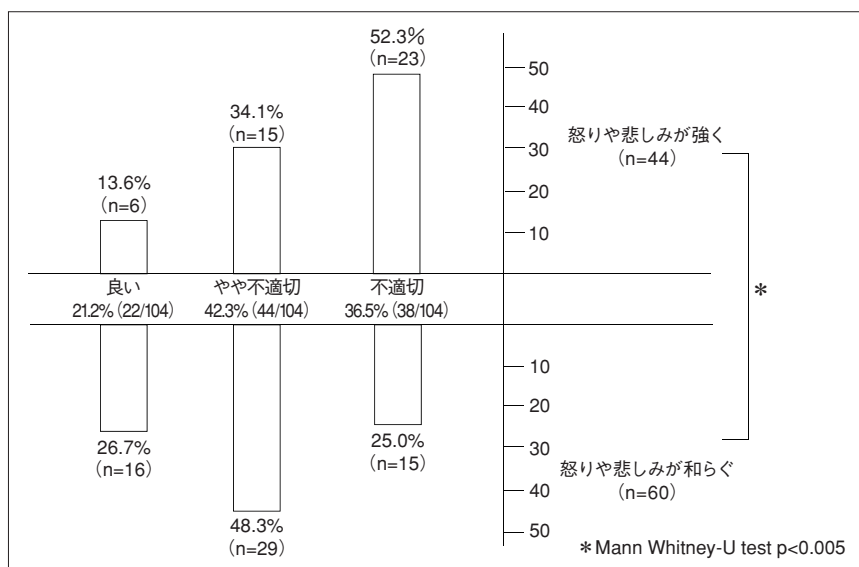


Fig. 2 解剖実施前の説明の如何と解剖後における遺族の情緒的变化 (文献4)より転載)

説明することが有用ではないかと考えた。

解剖をめぐる遺族と関係者のコミュニケーションに関して、約2/3の遺族は事前の説明に満足していないという調査結果⁵⁾が海外から既に報告されている。一方、スイスの大学法医学教室が行った調査研究では、解剖実施後に感情が悪化した遺族は見当たらなかったことが報告されているが、同調査において72%の回答者は解剖実施前に自らが受けた説明に対して満足を示しており、事前説明に不足がある、不適切であったと評価した遺族は21%に過ぎなかった⁶⁾。本稿にて提示した筆者の調査結果は、遺族にとって解剖実施前の適切な説明と理解が極めて重要であるというだけでなく、そのことが解剖後の遺族の精神的な苦痛の惹起となりうることを認識させるものである。

解剖実施前に、遺族の心情に十分配慮した説明とこれを補完するものが準備され、解剖後も速やかに関係者から説明がなされれば、遺族の司法解剖に関する理解・納得が向上するのではないかと考える。交通事故被害者遺族が肉親に対して行われる司法解剖の意義を理解し受容することは、刑事司法に対する理解と支持を得ることにもつながり、遺族が受ける精神的被害からの回復にも貢献するものと考え。

4-2 遺族向けリーフレットの作成・配付

司法解剖経験遺族への調査結果と現状を踏まえて、筆者がかつて在籍していた法医学教室では、試験的な取り組みとして、調査に協力いただいた遺族のう

ち数名の方から協力を得て、警視庁・東京地方検察庁と協議の上でA4判8頁から成る遺族向けリーフレットを作成した (Fig.3参照)。当該大学で司法解剖となる事例が発生した際、遺族対応に専従する警察官を指名してもらった上で、これを基に用いながら遺族に説明をしてもらっている。リーフレットには、司法解剖の必要性和その根拠・目的、解剖所要時間、ご遺体引き渡しまでの手順、臓器保存、解剖後作成される死体検案書等の事柄について、解剖当日およびその後、遺族が必要とする情報が読むとスムーズに理解できるように時系列に沿う形で平易な言葉で記載した。解剖当日、ご遺体引き渡しまでの流れは時間経過とともにフローチャートで示し、大学や遺族控え室へのアクセスもわかりやすく図示することで、視覚面での理解を促すようにも配慮した。リーフレットは警察官を通じて遺族に配付することから、後日、死体検案書の再発行を法医学教室に求める時や解剖に関して様々な疑問を抱いた時にも読み返すことができるようになっている。

4-3 執刀者による説明

事件・事故による突然の肉親との死別が遺族に大きな衝撃を与え、医師による死因の説明が遺族にとって重要な意味を持つことは、これまでも指摘されてきたことである⁷⁻¹⁰⁾。特に、司法解剖は予期しない突然の死別後、一つの手続きとして自動的に行われるものであり、遺族といえどもなじみのないものである。したがって、その意義ならびにプロ

司法解剖の流れ

目的・根拠

所要時間等

どこに行けばよいのか

何に必要な書類か

何が必要か

問い合わせ先はどこか

控え室への道案内

1) 東京大学 本郷キャンパスまで

2) 赤門から控え室まで

Fig. 3 遺族向けリーフレットより (一部抜粋)

セスに関する事前説明や、解剖結果についての説明が十分でなく、遺族に対する関係者からの配慮が十分でない場合、遺族がそれをいわば司法解剖に伴う二次被害として受け止め精神的な苦痛に悩む可能性がある。司法解剖の鑑定人が解剖後に遺族に直接説明を行うことは、法律上の守秘義務に抵触すると考えられておりこれまで避けられてきたが、家族の関与が疑われる事例を除けば、交通事故被害者遺族への説明が捜査に支障をきたす可能性は些少か無いものと考えられる。家族の犯罪事実への関与が疑われる事例を除外することを前提に、執刀者が解剖結果を適切に説明することによって、遺族の心情を少しでも癒す方向に向かわせても良いのではないだろうかと考えた。このような考えから、筆者のかつての所属教室では鑑定嘱託者の許可を得られた場合に限り、解剖後に解剖執刀医が（被疑者でないことが確実である）遺族に対して解剖所見と死因等の医学的事項に限って説明するという運用を行っていた。この運用開始後に著者が新たに行った遺族への調査によれば、解剖執刀医による説明を受けた遺族群では説明を受けていない遺族群と比して、現在の精神健康状態が上向きであることも既に判明しており¹¹⁾、この取り組みは前向きに評価できるものと考えている。

4-4 司法解剖をめぐる交通事故被害者遺族への対応のポイント

司法解剖をめぐる交通事故被害者遺族への対応を検討する場合、対応の要件として二つのポイントがあると考えられる。一つは、刑事捜査の目的で肉親への解剖が必要であるということについて、遺族の理解をどうやって得るかということであり、これは同時に、大変深いショックを受けている遺族に対しどのように説明すればよいかということである。もう一つは、解剖開始前から解剖終了後に至るまでの流れの中で、誰が責任をもち、かつどのように遺族にに対応するかということである。

突然の予期しない交通事故によって肉親を亡くしたことをうまく受け入れられないような状況の下で、さらに肉親の解剖という、遺族の方にとって非現実的であり「心がえぐられるような気持ち」と形容されるような司法経験を、いかにわかりやすく、かつ少しでも抵抗感を和らげて受け入れてもらえるかということは、解剖に際した事前説明時の要点といえる。

司法解剖に関する一連の流れの中で、誰がどのように対応するかという点について、現行の司法解剖

制度の下では警察官が交通事故被害者遺族に対して対応することが一般的であるが、複数の警察官が入り代わり立ち代わり断片的な説明をするのではなく、遺族への対応を専任とする関係者を司法解剖時に設けることや、より遺族の心情を慮ることなど対応の見直しが求められよう。

わが国では、司法解剖という制度の枠組みからは離れるが、2005年9月より開始された「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」¹²⁾で、「調整看護師」という名称で看護師免許を有する者が死亡例の調査分析業務に配置されている。この事業では、家族の死亡後に医療機関と家族双方の同意を得た後に全例で解剖が実施される。調整看護師は家族の死後直後から解剖の終了、遺体の引き渡しまで遺族に専任の担当者として寄り添う形で対応している。多くの看護師が怒りや悲しみといった遺族の感情表出を優しく受け止めながら、遺族の不安や気持ちの高ぶりを鎮静させている¹³⁾。実際に、当事業を利用した遺族からは、『不安な時、やさしく接してくれた』、『混乱し、動揺していた私どもを落ち着いた態度で静かに導いてくれたこと（に）感謝している』という感想がもたらされており、調整看護師の対応は遺族に好感を持たれていたようである¹⁴⁾。

司法解剖時に解剖実施大学に遺族待合室が設置されている場合であっても、その情報が警察官から遺族にうまく伝達されていないことから遺族が大学構内で迷子になってしまう例も多く見られる。遺族の方が解剖や手続きの流れから置き去りにされたと感じさせないためにも、全体的な事柄に熟知した誰かが遺族への対応を担当する制度整備はあっても良いのではないかと考える。

現在、犯罪被害者等早期援助団体が設置されているほか、全国の各都道府県警察の犯罪被害相談窓口には臨床心理士の資格を有する者が配置されている。司法解剖時に、遺族対応に専従する者の配置を今後もし必要とするならば、既存の人的資源を司法解剖時の遺族対応専従者として活用するのか、それとも新たに司法解剖時への対応に特化した職種の配置を考えるのかといったことも、今後十分検討の余地があるところである。

5. 結論と今後残された課題

司法解剖実施前に遺族の心情に配慮した適切・十分な説明がなされ、できる限り理解を得ることの重要性だけでなく司法解剖手続き全般にわたる遺族対

応の必要性が高いということを調査研究結果から示した。肉親の司法解剖をこれから経験する遺族を想定して作成された事前説明用のリーフレットや、警察担当者による遺族の心情を十分慮った対応は、突如の交通事故被害によって肉親を亡くした遺族の方にとって、予期しない肉親との死別をよりスムーズに受け入れていくことに貢献するものと考えられる。

本稿では医学部法医学教室で執り行われる司法解剖に特化して交通事故被害者遺族への望ましい対応のあり方を述べたが、交通事故被害の場面のみならず、全般的に肉親を亡くした直後の危機的状況にある方への対応・介入は、対応者側が感じる不安やストレスも多く、これをどのように軽減し支えるかといったことについても今後積極的に検討していくことが必要であると考えている。混乱をきたしている遺族にどうやって声をかけ、解剖が必要であることの理解をどのようにして得ていくのか、わが国では警察官の研修なども発展途上にあり、今後はより実践的なトレーニングプログラムなどの開発も求められてこよう。なお、具体的にどのような対応が望ましいかというソフト面の検討のみでなく、大学や法医学教室側に遺族待合室が必要か否かという点など法医学領域での議論も未だ不十分な点が多くあり、ハード面の検討も不可欠であることを重ねて付記しておく。

本稿で紹介した調査は、平成19～21年度日本学術振興会特別研究員奨励費ならびに平成23～25年度厚生労働科学研究費補助金の助成を受けて行なったことを付記する。

参考文献

- 1) 高橋シズエ「司法解剖を受けた被害者遺族が望むこと」『BAN』Vol.122、pp.26-29、2009年
- 2) 金吉晴『心的トラウマの理解とケア』じほう、2006年
- 3) 辻村 (伊藤) 貴子「司法解剖をめぐる遺族の苦悩と対応のあり方」『トラウマティック・ストレス』Vol.9、pp.199-207、2011年
- 4) Ito T., et al.: Importance of explanation before and after forensic autopsy to the bereaved family: lessons from a questionnaire study, *Journal of Medical Ethics*, Vol.36, pp.103-105, 2010
- 5) Keys E., Brownlee C. : How well do we communicate autopsy findings to next of kin?, *Archives of Pathology and Laboratory Medicine*, Vol.132, pp.66-71, 2008
- 6) Plattner T., Scheurer E., Zollinger U. : The response of relatives to medicolegal investigations and forensic autopsy, *American Journal of Forensic Medicine and Pathology*, Vol.23, pp.345-348, 2002
- 7) McPhee S. J., Bottles K. : To redeem them from death: reactions of family members to autopsy, *American Journal of Medicine*, Vol.80, pp.665-671, 1986
- 8) Hirsch C. S. : Talking to the family after an autopsy, *Archives of Pathology and Laboratory Medicine*, Vol.108, pp.497-498, 1984
- 9) McPhee S. J.: Maximizing the benefits of autopsy for clinicians and families, *Archives of Pathology and Laboratory Medicine*, Vol.120, pp.743-748, 1996
- 10) Charlton R. : Inquests often facilitate grief, *BMJ*, Vol.319, p.1702, 1999
- 11) 第83回日本法医学会学術関東地方集会にて発表
- 12) 日本医療安全調査機構 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業ホームページ
▶<http://www.medsafe.jp/> (最終閲覧日: 2014年11月17日)
- 13) 伊藤貴子、他「診療関連死モデル事業における看護職の登用とその機能」『看護実践の科学』Vol.35、pp.58-63、2010年
- 14) 武市尚子、他「遺族等の追跡調査に関する研究診療行為に関連した死亡の評価分析モデル事業の現状と課題 (第3報) - 遺族及び医療機関への調査から -」『厚生労働科学研究費補助金 (地域医療基盤開発推進研究事業) 平成20年度 分担研究報告書』 pp.104-112、2009年